

建設コンサルタント業務等の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市市場事業部契約規程(平成21年市市場事業部管理規程第16号。以下「契約規程」という。)第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 岡山市市場事業部競争入札参加者資格及び審査等に関する規程(平成19年市市場事業部管理規程第1号)に基づき一般競争入札参加資格が決定され、対象業務(対象業務が複数の業種、部門にわたる場合は主たる業務に応じた業種、部門とする。ただし、家屋調査は事業損失部門又は物件部門とする。)について、契約規程第4条の規定に基づく有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保(以下「指名停止等」という。)期間中でないこと。

2 入札参加制限に関する事項

- (1) 岡山市市場事業部建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要領(平成23年12月26日施行。以下「低入札価格調査実施要領」という。)に定める低入札価格調査対象業務において、低入札価格入札者が岡山市市場事業部建設コンサルタント業務等郵便入札実施要綱(平成23年市市場事業部告示第2号。以下「郵便入札実施要綱」という。)第7条第6項の規定により参加資格の有無の確認を行う対象者(以下「確認対象者」という。)となった場合は、当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間(当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間)、他のコンサルタント業務等の入札に参加できないものとする。この場合において、確認対象者が現に他のコンサルタント業務等の入札に参加しているときは、当該確認対象者の行った他のコンサルタント業務等の入札を無効又は失格とする。
- (2) 岡山市市場事業部建設コンサルタント業務等最低制限価格の設定に関する要綱(平成23年市場事業部告示第3号)に定める最低制限価格設定業務の入札において、税抜き許容価格に100分の75を乗じて得た金額(小数点以下の端数を切り捨てた額)未満の価格の入札書を提出した者が確認対象者となった場合は、当該入札に係る契約の履行が完了するまでの間(当該確認対象者が落札者とならなかったときは、当該入札の落札者を決定するまでの間)、他のコンサルタント業務等の入札に参加できないものとする。この場合において、確認対象者が現に他のコンサルタント業務等の入札に参加しているときは、当該確認対象者の行った他のコンサルタント業務等の入札を無効又は失格とする。
- (3) (1)又は(2)において、履行期限がその者の責めに帰すべき事由以外によって延長されたときは、他のコンサルト業務等の入札へ参加できない期限は当該契約の延長前の履行期限までとする。

3 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 入札参加者は、対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、岡山市市場事業部（以下「事業部」という。）が指定した封筒の交付を受け、公告で指定した郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便により、公告で指定した日から入札書到着期限までの間に当該郵便局に到着するように郵送で入札書を提出すること。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、送付希望先を記入した返信用封筒に必要な切手を貼り事業部まで送付すること。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に登録された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。
- (6) 郵便入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (7) 入札に際して、契約規程の規定を遵守すること。

4 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (2) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。
- (3) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、5(1)から(6)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (4) 対象業務が最低制限価格設定業務であるときは、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。
- (5) 入札執行者は、1回目の入札において、(3)又は(4)により無効又は失格となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) (5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低の価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を確認対象者とする。
- (7) (6)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上ある

ときは、当該最低価格入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。

- (8) 前項の場合において、当該最低価格入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (9) くじの方法は、次のとおりとする。
- ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
 - ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を確認対象者とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (10) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (11) (10)による場合のほか、市場事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (12) (10)又は(11)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (13) 事業部は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (4) 入札書に必要事項が記載されていない入札又は必要事項が確認しがたい入札
- (5) 明らかに不正によると認められる入札
- (6) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札
- (7) (1)から(6)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ① 入札書に記名押印がない入札
 - ② 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
 - ③ 封筒記載の業務名又は差出人名と同封された入札書に記載された業務名又は入札者が相違する入札
 - ④ 封筒に業務名又は差出人名が記載されていない入札
 - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札

6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者(当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。)
- (6) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに参加資格確認申請をすること。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、6もしくは13(4)又は(5)のいずれかに該当することが確認された場合はこの限りではない。
- (2) (1)の申請は、事業部に提出するものとする。
- (3) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (4) (3)により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書の提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (5) (4)により確認を行う場合は、(3)を準用する。(この場合の申請書等の受付期間は、上位1順位者の参加資格がないと認めた日の2日後(休日を除く。)の午後5時15分までとする。)
- (6) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (7) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (8) (3)から(7)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

上記7(1)から(8)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者(以下「資格確認者」という。)を落札者として決定するものとする。ただし、当該入札において、低入札価格調査実施要領に規定する低入札価格調査を実施する場合には、資格確認者を低入札価格調査実施要領第2条第3号に規定する最低価格入札者とみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要領に規定するところによるものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 支払条件について

公告に定めるとおり。ただし、前払金の額について、入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、契約金額の10分の1以内とする。

11 契約不適合責任期間について

公告に定めるとおり。ただし、入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、公告に定める期間の2倍の期間とする。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金について

【納入金額】

見積もった契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額)の100分の5以上の額を納付すること。(単価契約の場合は契約希望金額を予定総金額と読み替えるものとする。)

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は管理者が確実と認める金融機関(以下「金融機関」という。)の保証とする。

入札保証金を免除することができる者は、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと、本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。

【納入方法】

事業部において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日(休日を除く。)の午後3時までに領収書を事業部へ提出すること。(金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日(休日を除く。)の午後3時までに事業部へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。)

(2) 契約保証について

契約保証については、契約保証人又は契約保証金のいずれかとする。

契約保証人とした場合は、落札者と同等以上の資力及び資格能力を有する者1名とし、本市の指名停止期間中の有資格者名簿登載者及び指名停止を理由として有資格者名簿から削除された後指名停止期間が満了していない者でないこと

契約保証金とした場合は、契約金額(単価契約の場合は予定総金額とする。以下同じ。)の100分の10以上の額を納付すること。契約保証金に代わる担保として提供す

ることができるものは、①金融機関の保証、②公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証、③公共工事履行保証証券による保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

ただし、入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、契約保証金の納入に限るものとし、契約保証金の額は契約金額の100分の30以上とする。

【契約保証金の納入方法】

事業部において発行する納入通知書で納付し、落札決定日から7日以内に契約書等とともに領収書を事業部へ提出すること。（契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。）

13 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 国交省登録とは、土木関係建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に、地質調査業務については、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)に、補償コンサルタント業務については、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)に基づく登録のことをいう。
- (3) 技術士とは、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士のことをいい、RCCMとは、一般社団法人建設コンサルタンツ協会(以下「協会」という。)が実施するRCCM資格試験に合格し、協会に備えるRCCM登録簿に登録している者のことをいう。
- (4) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (5) 事業協同組合及び当該組合の組合員について、組合と当該組合の組合員は同一の入札に参加できない。また、構成員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (6) 確認対象者が事業協同組合の場合、配置予定技術者は構成員に所属する技術者でも構わない。
- (7) 確認対象者が事業協同組合の場合、構成員の実績は認めない。
- (8) 共同企業体の構成員としての実績は、構成員数が2社の場合は出資比率が30%以上、3社の場合は20%以上のものに限り、実績として認める。ただし、公告において、実績として請負代金額を求めている場合は、共同企業体の請負代金額に出資比率を乗じて得た金額を実績とする。
- (9) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、一般競争入札の参加

資格がないと認めた者及びその理由，入札者及び各入札者の入札金額について，部ホームページにおいて閲覧に供する。

(10) 開札後，契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に，発注者の入札手続の誤り又は公告・設計図書等の誤りにより，入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は，入札を中止とし又は確認対象者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。

(11) この入札におけるその他の契約条項については，部ホームページに掲載する。

(12) この入札の執行及び契約の締結については，この公告で定めるもののほか，契約規程，岡山市市場事業部建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱，郵便入札実施要綱に定めるところによる。

《お問い合わせ》

岡山市南区市場一丁目1番地

岡山市市場事業部

電話(086)265-8001